

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	排水設備等の計画確認書を交付された日から3月以内に工事着手しない者に対する処分（農集）	
根拠法令等及び条項	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例施行規程第5条第2項	
処分基準	根拠条項	栃木市農業集落排水処理施設の設置等に関する条例施行規程第5条第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 排水設備等の計画確認書を交付された日から3月以内に工事着手しない者</p> <p>2 処分内容 確認の取り消し</p>	